社說

制限外發行稅と增課す可し

日本銀行は昨年七月以來制限外兌換券を發行して今日に至るも尙ほ其回收を見ざるのみならず一旦二千萬圓以內に收縮せんとしたる發行高は昨今再び增進の傾あれば今後資金の需要にして增加せんには四千萬圓堂に達するも遠きに非ざる可し元來制限外發行は中央銀行が經濟社會に逢する最後の一利器にして其作用を云へば發行の實力既に盡きて資金融通の道を得ざる左ればとて其融通を拒絕すれば經濟界一般の逼迫を招きて恐慌の變來を促すの恐れあり斯る場合に際して始めて制限外の假方を利用して幾さに逼迫せんとする金繼に多少の緩和を與ふる他の一方には市場に緊張を加へて涂途の安穩を期するにあり英蘭銀行の如く制限以外に保證準備の發行高を增加せんとする場合には特に行政處分に依て銀行條例の實施を中止するの必要ゆるものに比すれば發行上に圓滑なるを得べけれども左ればとて其本質は非常準備に外ならざれば決して妄りに之に依賴す可きに非ず此邊の作用に就ては日本銀行の當局者は最も注意す可き筈なるに昨年來の實際を見れば制限外發行の回收には重を置かずして唯一時を彌縫せんとするの形跡なきに非ず中央銀行が永く斯る方針に安んじて自から兌換制度の基礎を薄弱ならしむるが如きは斷じて策の得たるものに非ず例へば英蘭銀行が金融逼迫の際に保證準備を割減まで に發行し正貨準備の增減のみに依賴して市場の緩急に應ずるなど巧妙の感證を施すものに比すれば日本銀行の伎倆頗る拙なるに似たれども此一點に就ては單に日本銀行のみを咎む可きに非ず財政の當局者も責を分たざる可らざるものあり兌換券に五分以上の發行稅を課するの定めにして昨今の稅率は七分なれども是れは課稅の精神より見て果して當を得たるものなるや否や制限外發行の兌換券に限り特に政府が課稅する主旨は中央銀行に負擔を加へて其發行を制限し萬一の場合の外は政府の命令を俟たずして銀行をして自から之を回收せしめんと云ふに在れば其稅率は市場の金利と同樣ならざる可らず獨逸并に墺地利に於て中央銀行の金利は通常三分內外にして五分に上る事は甚だ稀れなるにも拘はらず制限外兌換券に五分の發行稅を課するは即ち課稅の精神に適へるものにして兌換券の伸縮宜しきを得る所以なり我國の兌換券條例は獨逸の制度に模倣したる由なれども今日の如く發行稅が市場の金利に比して低率なるに於ては到底課稅に依て制限外發行の目的を達ならしむるなどの作用を望む能はず況日本銀行が七分の稅を納めて發行したる兌換券を九分以上に運轉するを得るに於ては永く制限外發行に依賴して利益を占めんとする信ず故に擅に摂能弱し之が畏怖心を買ひて得々たる者の如し左れば各部の官吏安堵するものなく事務の擧らざる偶然にあらず別庫に見ゆる金整務が別巡撫として王宮內の窃盜犯を捕縛せしめたるに遊蘇に關れて免官となりたるが如き則ち然り

事實斯の如くにして止まば尙ほ可なりと雖も之より王室の經費を濫費し度支を空虛にし租稅を重課し各大臣は勿論官吏の給料は日給に途なく兵丁の手當亦辨ずる能はざるに至らば官吏は賄賂を貪るに至る可く兵丁は强奪を逞し百姓鎭に泣きて當に警時の情態を再演し殉國も遂に眼觀するに忍びざる者あるに至らんと長大息して謂れる韓國の名士あり或は然らん

露國士官及び顧問官

露國士官は近日歸國の途に就く可しとの事は既報の如くなるが是等の士官下士は一昨日を以て教練事務を引上げ昨日より露公使館に入れり而して今回度支部より士官下士及び顧問アレキシーフ氏に給與す可き金額は一萬二千元又は七萬七千元等の說ありたれども一昨日度支部より露公使へ向け送致したる額は三萬三千元にして顧問アレキシーフ氏には賞與金として五千元、旅費として一千元、其餘は士官下士に對する賞與金旅費手當等なりと云ふ尙ほ聞く所に據れば顧問アレキシーフ氏は度支部に出頭したる時筆に日本より顧問として來韓したる仁尾は賞與金を授たるのみとありと聞く果して然るやと度支の官吏に質めたる由にて之が爲め捻出き難しとて待にアレ氏に厚くしたりと云ふ

顧問官續々歸國に決す

一昨日午後二時頃米國公使は外部より顧問官の給料を日給し中樞院總顧問官李載純、外部及び法部顧問官グレートハウス氏を解雇したるの照會に接したるより直に右二氏を招請して歸國に決したりと聞く徐氏は歸途日本に立寄りて暫く保養す可しとの事にて二氏共に歸國の準備に忙しく氏の如きは昨日居留地山一商會に荷物の運送を委託したりと云ふ

金警務逆謀に關る

兩三日前宮內府の一室にて反物二反の紛失あり國王は警務使金在豐を召して警察の嚴ならざるを責む金氏慌惶して退き仔細に探索して宮內府室內守衛某の窃取したるを知り別巡撫二名を宮內府に遣はし守衛某の看守せる室に於て之を捕ふ國王大に怒て曰く警察權王宮に及ぶ可からずと再び金警務を叱責し遂に本官を絕め京城觀察に任じ此程黃海觀察に轉じたる閔泳濬命を受けて又警務使に轉ず國王の任免大率ね斯の如し

四名流刑

先きに捕縛せられたる池錫永、李源兢、呂奎亨、安泳中の四氏は獨立協會より質問書を發したる日を以て裁判に附せらるゝみとなく詔勅を以て流終身に處せられ濟州嶋に配流に決す其要旨に曰く此四人の行動穩ならず常に過激の言論を爲し國政を論議し民心を動搖すと云ふに在り又一昨廿一日捕へられたる朴齊斌、李範益の二氏は如何なる處分に遭ふ可きや未だ知る可からず

侍從武官の入京

軍事上の視察と慰問とを兼ねて當國及び清國に派遣せられたる侍從武官齋藤孝至氏は昨日を以て入京せり氏は當地守備隊の慰問を了へて下仁し夫より威海衛に航し再び仁川より電信線路に沿ひて釜山に出で元山に向ふ豫定なりと

阿部有井二氏

阿部外務書記官は昨日當地に着せり尙ほ水浦鎭有浦、仁川、釜山、元山等の各領事館を訪ひ當地の形勢を視察して歸朝するよし又仁川領事有井菊次郎氏は清國北京に出張中なりしが急程已に歸仁し近日更に歸國す可しと云ふ

謝恩大使の任命

侍從院卿金奎弘氏は去る十八日を以て遣露謝恩大使に任命せられたり氏は金晩植氏の令弟にして前政府の時、外部大臣たりし金允植氏の親戚なり

ニンステット氏

米國公使がニンステット氏の軍部經理局顧問解雇の通牒に接したりとの事は曾て報せし所なるが氏自らは未だ韓廷より何等の通知を受けざる由にて尙ほ每日軍部に出頭して其事務を執り居れり而して米國公使は氏と協議の上尙ほ數約年限滿期間は二箇年以上あれば之に對する金額を一時に支拂ふに於ては今回の解雇は決して異議を申出でざる考にて其旨韓廷に回答したるが結局氏は八千一百元の支出を一時に受取り解雇の事は相談纏る可しと云ふ

○京城特報

（三月廿三日）　特派員　佐藤彬

國王の專制

一方に於て他の壓力を受くるあると共しきに當りては之が爲めに我意專橫の擧動なきも一旦其羈絆を脫するや一杯土も皆我が有なりとの隨見深く胸中に揭刻せられたる國王は近來露國の他邊なき同答に接したるより忽ち意氣昂然として平生懷抱する唯我獨尊主義を實施せんと欲するにや日一日より其鋒鋩は漢城の天地に出現し來るが如く露國壓力の夢未だ醒めざるに早く已に國政の紊亂を憂慮する者尠からず初めは金鴻陸、閔種默、閔泳喆の輩が企畫して排露主義の反動として排外主義の烽燧を盛ならしめんと欲したるが如くなりしも今や其然らざるを知ると同時に國王の逆鱗に觸るゝ者は何時奇禍の其身に及ぶを知る可からざるを以て上下恟々殊に內人に知己を有する者の如きは頗る疑懼を抱きつゝあり今其事實の一二を記すれば

第一　安嗣書、李完用其他勢力家を地方に放逐して成るべく協會國權等の勢力を殺ぐ言論の自由を檢束せんとせり外部暢辨命令の如き其に非常の寵遇を被りつゝあるに拘らず今や全羅南道に觀察たらんと傳ふるに至れり

第二　二流若くは三流の武官にして寵遇隆尙宮外一二の僧に敬首低頭する能はず國王に倚賴らずして他の勢力を纏む者は無者の捕縛を爲さしめ裁判に依らず詔勅を以て罪を定めたり池錫永、李源兢、呂奎亨、安泳中皆此災に罹れり（一說に大院君襲去の當時國王の臨幸を期し故福宮に逗御を企てたるに原因すと云ひ又曾て故閔后の慶后を計りたるをありと云ふも今日迄已に無事なる者遠に此事をなす甚だ疑はし已に名義の何たるを問はざるや明なり）而して鄭喬は漸く逃れたりと雖も朴齊斌、李範益の二人は一昨夜を以て捕縛せらるゝに至る而して曾日く國王の命なりと

第三　國王の最も忌嫌する徐載弼は一昨廿一日を以て契約期間の給料を支給す可ければ歸國せしめられたき旨を米國公使へ通牒し外部に在ては露國人の願使を受けたるグレートハウス氏すら其法部に在りて顧問となり裁判事件に關係して時に國王の意思に反する判決を與ふるとの故を以て徐載弼と同一の運命に接したり而して外國顧問にして止まる者は獨り國王の寵遇厚き宮內府顧問リゼンドル氏のみにして他は悉く解職せらる可しと傳へらるも怪しむに足らざるなり金錫[illegible]

犯罪の美術（六十四）

磑峰譯

その後二週間が程は、市中寂らとり沙汰にて、東京の新聞にして、賊盜の記事を絕せざるはなく、假裝會に立ち交ひたる業氏に聞けば、斯く云ひぬ、彼の人はと云へりとて、聞えたる紳士の名さへ引き合ひに、擬々の噂はくさ〳〵に傳へられ、警視廳は眠れるにあらずや、何とて速に犯罪を糾さざるべきと、果ては左ろ迷うの手緩さをだに、嘲ちあひたりき。斯かる騷の間ゆるに、警吏の奔走は、足を空にして四方に忙はしく、現に嫌疑を以て、一人二人は縛げられたり。左れども、證據の擧がらずして、皆日も經えず放たれき。斯くて廣き十五區は、敢てしも無事に苦しさず、人の口の端に上りつべき珍事は、彼から彼へ、つぎ〳〵且つ遠より且つ遍へ、叙の噂も事繁き今の世は、常例の七十五日を待たで、消えにし泡沫の如く、人の自らに忘るゝなりけり。

唯だ時經ども、些か忘れざるは、伴のみにぞある。積さて起りつる他の犯罪には、露も心は移らはで、みの事を尊に、あはれ善き樣を引き出でんと、彼に斯く徒に心を碎くなり。不思議の節は淨なれど、いま一ツ異なる端より探り寄らば、また探り落とすみとの

ありぬべきと〳〵心を定めの廣場に、我が左りとても尙ほ我が目より遁ん跡の事をも、の眞と病なり夜の拘摸に、みと能はず。議の舉跡、その携はれりとは斯く、廣場の、も、また去るるとと少から を定めつ、一